

業務	前提として避けている点	業務の基本スタンス・現在	顧客が望むニーズは？
会計監査	詐欺事件 社会規範と職務能力の判断 IT統制は会計処理の範囲限定	・監査は、テーマ、スケジュール、投下可能資源を考慮して監査範囲を決定する・・・確かにその通りだが最初からExcuseが見える。 ・B/S、P/Lが正しく表記されているかのみのもので事後結果中心の視点で、結果的に原データの性格判断には踏み込まない。 ・事象の原因と対策は、依頼者の責任である・・・。(当然であるが、関連の不正取引防止策など適切なアドバイスを求めている)	・結果的に財産に毀損を与える事象の早期削除の仕組み。 ・不正原因、詐欺の根源が内在している状態は有価証券の重大リスク開示事項であり、専門的観点から見通してほしい。 ・裁判沙汰にならない予防、対応策へのヒントが少しでも含まれていないか。
システム監査	詐欺事案 IT投資の適切性判断 (「ITガバナンス」「業界プラクティス」と称して、顧客側に転嫁の姿勢がある) 人間行動学とシステムデザインの齟齬	・システム監査が成立するのは、1次コントロールが働いていて、監査は2次コントロールである・・・との基本姿勢がある。 ・現在の力量では「ITガバナンス」「ITBSC」の追認型で、委託者に耳の痛いことは経営者責任として「モノ」申ししていない。 ・試査では、母集団の特性の推定、サンプル数に対する確立論を適用、過去の経験的判断、と最初からExcuseを強いられていて、馴染み難い。	・「リスク・アプローチ法」の手法そのまま、リスク確率やサンプリングリスク等理論(理論的裏づけは大切な出発点であるが「目利き」人はいないのか?)言い訳が先行し馴染み度が薄い。 ・Fraudデータ発見、内部組織への進入防止策を重点に置いたシステム設計はできないか？
提言	・これだけ経営へのシステム関与度が高まっている以上、IT監査を法的規定下に置く。	<参考> US IIA(1996-6)では、『内部監査は、組織体のオペレーションに価値を付加し、それを改善することを目的とする独立的かつ客観的アスアランス及びコンサルティング活動』である。(山本明知訳)と定義している。 本邦の監査業務も、この理念到達までの米国内経緯や歴史の検証に応える時期に来ているのではないか！	・不正、Fraud発見ロジック(人間行動の振る舞い[ヒューマンエラー、人為的エラー等の論理式化])とITシステムの接合、組込み